

◆◆心身障害者扶養共済制度提出書類一覧◆◆

本表は心身障害者扶養共済制度の加入者及び受給者が提出すべき書類を一覧にまとめたものです。
定期的な書類を提出する必要があるほか、氏名や住所変更等をした際にも届出書の提出が必要となります。
なお、以下の事由以外に書類の提出が必要になる可能性がありますので、不明な場合は県担当者まで連絡してください。

【新規加入】加入時に提出が必要な書類

提出書類	記載事項	提出期限	提出方法
加入等申込書	所要事項をご記入下さい。 2口加入を希望される場合には、口数追加の欄の「する」に○印を記入してください。 申請書右下にある「確認欄」には、重要事項のご説明（別添）の内容を十分確認していただき、 必ず署名してください。	加入希望日2カ月前まで	郵送もしくは持参
障害証明書	療育手帳、身体障害者手帳等の交付を受けている方は、判定した機関で同封の「障害証明書」に証明を受けてください。（手帳のコピーでは不可。） 障害証明書の取得方法等については、それぞれの機関にお問い合わせ下さい。（下記参照）		
申込者（被保険者）告知書	加入申込には、 申込者の告知書が必要となります。 （専用の用紙が必要となりますので、岐阜県障害福祉課扶養共済担当者までお問い合わせください。） 告知書有効期限はは2カ月です。告知日は、送付される日をご記入ください。 ※告知書の内容によっては、加入できない場合がありますので、ご了承ください。		
住民票	※障害者が県外に居住している場合に提出が必要。		
納入通知書送付依頼書	掛金の納付は、口座振替によりお願いしております。 引落予定の口座のある銀行名支店名等をご記入のうえ、銀行窓口に出しください。銀行の確認印をもらい岐阜県へご提出ください。		
年金管理者指定届及び戸籍謄本	予め、年金管理者を指定させる場合は、提出してください。		

【随時】

提出書類	提出が必要な事由	提出期限	提出方法
氏名・住所変更届書	氏名・住所に変更があった時	事由発生後速やかに	郵送もしくはメール
加入証書等再交付申請書	加入証書を紛失した時	事由発生後速やかに	郵送もしくはメール

【年金請求】加入者が死亡したとき(重度障害となったとき)

提出書類	記入事項	提出期限	提出方法
年金給付請求書	所要事項をご記入ください。	事由発生後速やかに （※加入者が亡くなって3年以上が経過した請求については、遅延理由を別途お尋ねする場合があります。）	郵送もしくは持参
加入者の死亡診断書	コピーの場合は、医師による原本証明が必要となります。 「原本と相違ないことを証明する ○○病院 医師 ○○○○ 印」		
※加入者の障害診断書	（重度障害の場合）		
心身障がい者の住民票	コピー不可		
加入者の削除された住民票	コピー不可		
口座振込依頼書	年金の支給は口座振込により行います。		
振込口座の通帳コピー	見開き（口座名義人、口座番号等が記載されている部分）		
加入証書・口数追加証書	紛失した場合は、加入証書等紛失届書を提出してください。		
死亡・重度障害届	加入者の方の死亡届です。死亡年月日・お名前等をご記入ください。		
年金管理者指定届	心身障がい者の方がご自身で年金の管理等ができない場合は年金管理者の指定をお願いします。		

【弔慰金請求】加入者より先に障がい者が死亡したとき

弔慰金の支給には（独）福祉医療機構の審査が必要なため、請求書を受理してから２カ月程先となりますのでご承知おきください。

提出書類	記入事項	提出期限	提出方法
弔慰金給付請求書	所要事項をご記入ください。	事由発生後速やかに (※心身障がい者が亡くなら れて3年以上が経過した請求 については、遅延理由を別途 お尋ねする場合があります。)	郵送もしくは持参
加入者の住民票	コピー不可		
対象心身障がい者の削除された住民票	コピー不可		
口座振込依頼書	弔慰金の支給は口座振込により行います。		
振込口座の通帳コピー	見開き（口座名義人、口座番号等が記載されている部分）		
加入証書・口数追加証書	紛失した場合は、加入証書等紛失届書を提出してください。		
死亡・重度障害届	心身障がい者の方の死亡届です。死亡年月日・お名前等をご記入ください。		

【制度から脱退するとき】

提出書類	記入事項	提出期限	提出方法
加入者脱退届出	所要事項をご記入ください。	事由発生後速やかに	郵送
加入者の住民票（※県外在住者）	コピー不可		
心身障がい者の住民票（県外在住者）	コピー不可		
加入証書・口数追加証書	紛失した場合は、加入証書等紛失届書を提出してください。		
脱退一時金給付請求書	所要事項をご記入ください。		
口座振込依頼書	弔慰金の支給は口座振込により行います。		
振込口座の通帳コピー	見開き（口座名義人、口座番号等が記載されている部分）		

【その他】

提出書類	記入事項	提出期限	提出方法
年金管理者指定届・変更届	所要事項をご記入ください。心身障がい者とのご関係を証明できる書類を添付してください。（戸籍謄本など）	事由発生後速やかに	郵送もしくはメール
死亡・重度障害届	年金受給中であった心身障がい者の方の死亡届です。死亡年月日・お名前等をご記入ください。	事由発生後速やかに	郵送もしくはメール
口座振込先変更依頼書	振込口座の通帳コピーを添付してください。	事由発生後速やかに	郵送もしくはメール

※ 障害証明書の依頼先

- 1

身体障害者手帳の場合

身体障害者更生相談所（〒502-0854 岐阜市鷺山向井2563-18）（TEL:058-231-9715）
- 2

療育手帳の場合（18歳未満）

中央子ども相談センター（〒502-0854 岐阜市鷺山向井2653-79）（TEL:058-201-2111）
西濃子ども相談センター（〒503-0852 大垣市禾森町5-1458-10）（TEL:0584-78-4838）
中濃子ども相談センター（〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎内）（TEL： 0574-25-3111）
東濃子ども相談センター（〒507-8708 多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎内）（TEL:0572-23-1111）
飛騨子ども相談センター（〒506-0032 高山市千島町35-2）（TEL:0577-32-0594）
- 3

療育手帳の場合（18歳以上）

知的障害者更生相談所（〒502-0854 岐阜市鷺山向井2563-18）（TEL:058-231-9723）
- 4

精神障害者保健福祉手帳の場合

精神保健福祉センター（〒 502-0854 岐阜市鷺山向井2563-18）（TEL:058-231-9724）

【問い合わせ先・提出先】

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
岐阜県 健康福祉部 障害福祉課 心身障害者扶養共済担当 TEL：058-272-8309（直通） mail：c11226@pref.gifu.lg.jp